

# 山口県報

令和5年  
9月15日  
(金曜日)

## 目次

○告示  
解除予定保安林(宇部市)(森林整備課)……………

○公告  
令和五年度砂利採取業務主任者試験の実施(産業政策課)……………

○雑報  
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………

県報の正誤……………

### 山口県告示第二百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和五年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所  
宇部市大字善和字上瀬戸原一八九の三一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅



(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



### (二六八) 令和五年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

令和五年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時  
令和五年十一月十日(金曜日) 午前十時から正午まで
- 二 試験の場所  
山口市滝町一番一号  
山口県庁産業労働部一号会議室
- 三 受験資格  
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目  
(一) 砂利の採取に関する法令  
(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 五 受験願書の受付期間  
令和五年十月十日(火曜日) から同月二十日(金曜日) まで(郵送の場合は、十月二十日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先  
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一)  
山口県産業労働部産業政策課
- 七 提出書類  
(一) 受験願書  
(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和五年十一月三十日(木曜日)とし、可否を受験者に文書で通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業政策課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県産業労働部産業政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円

(二) この試験についての問合せは、山口県産業労働部産業政策課(電話〇八三一九三三三二五五)にすること。

(二六九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 工区に含まれる地域の名称  
下松市大字東豊井字宮ノ洲浜、字宮浦及び字宮ノ洲(二工区)
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号

令和五年九月十五日印刷  
令和五年九月十五日発行

発行所 山口県庁  
山口県知事

株式会社日立ハイテク



正 誤

令和四年十一月四日山口県告示第三百三十九号(瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要)

ページ	段	行	誤	正
一	上	左から九	周南・市環境生活部	光。市環境部

令和五年九月一日山口県告示第二百四十七号(瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要)

ページ	段	行	誤	正
三	上	左から一六	周南・市環境生活部	光。市環境。市民部